

# 尾道市立久保小学校不祥事防止委員会設置要項

## （設置）

第1条 この要項は、尾道市立久保小学校校務運営規程第2章第10条の規定に基づき、不祥事防止委員会の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

## （目的）

第2条 委員会は、教職員の規範意識の高揚、学校組織として不祥事の根絶に向けた風土、文化の確立を通して、不祥事の根絶に取り組むことを目的とする。

## （委員会の構成）

第3条 委員会は、校長、教頭、体罰・セクシュアル・ハラスメント相談窓口構成員1名以上、その他校長が必要と認める職員をもって構成する。

2 女性教職員が1名以上所属するものとする。

## （業務内容）

第4条 委員会は、不祥事に係る次の業務を遂行する。

- （1）不祥事防止に係る年間研修計画の作成
- （2）研修プログラムの企画・実施
- （3）「体罰・セクハラ相談窓口」との連携
- （4）児童生徒の状況把握のためのアンケートの企画・実施
- （5）教職員相互による不祥事防止チェック
- （6）不祥事防止運動などの実施
- （7）育友会(PTA)との意見交換

2 委員会は、毎月1回開催するものとする。

## （その他）

第5条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営等について必要な事項は、校長が定める。

## 附則

この要項は、平成22年1月8日から施行する。